

令和3年度島根県国民健康保険特別会計の決算概要について

1 令和3年度県国保特会の決算概要

- 歳入は約699億円、歳出は約668億円となり、繰越金が約31億円となった。
- 繰越金のなかには定率国庫補助金の返還金等が約7億円程度含まれているが、実績報告にあわせて金額を精査中。

(単位：百万円)

歳入	歳出	差引（繰越金）
69,942	66,819	3,123

参考：国庫補助金返還予定額 702百万円
繰越金 - 返還予定額 = 2,421百万円

【歳入・歳出クロス表】

(単位：百万円)

歳出 \ 歳入	歳入								
	合計	市町村 納付金	国庫負担金 国庫補助金	前期高齢者 交付金	共同事業 交付金	一般会計 繰入金 (県繰入金)	基金繰入金 (基金取崩)	繰越金	その他
合計	69,942	16,943	16,988	28,358	86	3,495	260	3,616	196
保険給付費等交付金(普通交付金)	52,697	9,842	10,652	28,358	86	1,681		2,065	13
保険給付費等交付金(特別交付金)	2,216		1,463			753			
後期高齢者支援金	7,493	3,605	3,167			721			
前期高齢者納付金	14	14							
介護納付金	2,213	1,014	905			295			
特別高額医療費共同事業拠出金	72	47	25						
財政安定化基金事業費									
保健事業費	74		74						
国保財政調整基金事業費	200							200	
その他	1,840		1			44	260	1,350	183
歳出計	66,819	14,522	16,287	28,358	86	3,494	260	3,615	196

【療養の給付費等の推移】

(1) 一人あたり医療費の推移

	H30	R1	R2	R3	R1/H30	R2/R1	R3/R2
療養の給付費等(百万円)	60,463	60,843	59,467	61,147	100.6%	97.7%	102.8%
被保険者数(人)	132,433	129,053	126,651	125,169	97.5%	98.1%	98.8%
一人あたり(円)	456,552	471,454	469,535	488,519	103.3%	99.6%	104.0%

※療養の給付費等：事業年報(C表)から抜粋

※被保険者数(一般被保険者の年度平均)：事業年報(A表)から抜粋

(R3年度の数値については現在精査中であり、今後変更があり得る)

(2) R3年度納付金算定時と実績の比較

	納付金算定時	実績	差引	率
療養の給付費等(百万円)	61,656	61,147	-509	99.2%
被保険者数(人)	123,671	125,169	1,498	101.2%
一人あたり(円)	498,548	488,519	-10,029	98.0%

(参考) 令和3年度納付金額算定時との比較

①歳出

納付金算定時の見込みとほぼ同様の結果となった。

単位：百万円

	納付金算定時	決算値	増減
保険給付費	52,808	52,697	△111 (△0.2%)
後期高齢者支援金等	7,508	7,492	△16 (△0.2%)
介護納付金	2,213	2,213	0 (0.0%)
納付金算定上の歳出計 (A)	62,724	62,489	△235 (△0.4%)

②歳入

国庫支出金685百万円が主な誤差となっている。

単位：百万円

	納付金算定時	決算値	増減
国庫支出金	14,799	15,484	+685 (+4.6%)
前期高齢者交付金	28,332	28,357	+25 (+0.1%)
繰入金	2,649	2,697	+48 (+1.8%)
納付金算定上の歳入計 (B)	45,781	46,539	+758 (+1.7%)

③収支

令和3年度の納付金算定時と決算値の差は993百万円となった。(令和4年度に返還予定の国庫返還金702百万円を含む)

単位：百万円

	納付金算定時	決算値	増減
差し引き (A - B)	16,943	15,950	△993 (△5.9%)

島根県国保特別会計の決算剰余金の取扱いについて（令和3年度決算）

1. 剰余金取扱いの基本方針について

県国保特会で剰余金が生じた場合は以下(1)～(3)の順に充当し、その上でさらに余りが生じる場合は、県財政調整基金に積立を行う。積立を行う場合は、当年度（R3年度）の決算確定後、翌年度補正予算において行う。

- (1) 翌年度（R4年度）の納付金算定時に考慮するのは、確定した前年度（R2年度）の決算剰余金を対象とする。
- (2) 当年度（R3年度）の不測の支出（納付金算定時に見込まなかった支出）に対応するため、「予備費」として県の特別会計に留保することとし、前年度（R2年度）決算剰余金をもって充てる。
- (3) さらに次の場合、繰越金を活用し財源充当させる。
 - ①当年度（R3年度）の保険給付費等交付金（普通交付金）の財源が不足する場合
 - ②翌年度（R4年度）の納付金が大幅に増加することが見込まれる場合

2. R3年度決算に係るR2年度剰余繰越金の精算

上記基本方針に従い、以下のとおりR2年度の剰余繰越金の精算を行ったもの。

3,615,517,211 円	A	…	R2年度の決算による剰余繰越金						
-200,000,000	-	A'	… R3年度積立済額（令和3年7月1日積立済）						
-1,316,397,618	-	B	… R3年度定率国庫補助金の返還金（確定額）						
2,099,119,593 円	(A-A'-B)								
-33,902,281	-	C	… 予備費（確定額）						
【Cの内訳】									
-33,902,281	-	c①	… R1年度退職被保険者等に係る納付金の精算						
0	-	c②	… R3年度特別高額医療費共同事業拠出金の増						
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">R3当初予算</td> <td style="text-align: right;">73,666,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">-) R3決算</td> <td style="text-align: right;">71,927,108 円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-top: 2px;">当初予算との差額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,738,892 円</td> </tr> </table> （▲差額がプラスであるためC②への影響なし）				R3当初予算	73,666,000 円	-) R3決算	71,927,108 円	当初予算との差額	1,738,892 円
R3当初予算	73,666,000 円								
-) R3決算	71,927,108 円								
当初予算との差額	1,738,892 円								
2,065,217,312 円	(A-A'-B-C)								
0	-	D	… 医療費の変動（確定額）						
【Dの内訳】									
0	-	d①	… R3年度の保険給付費の増（該当無）						
0	-	d②	… R4年度の保険事業費納付金が大幅に増加が見込まれる場合、繰越金として財源充当（該当無）						
●R2年度剰余金の精算後残余额									
2,065,217,312 円	(A-A'-B-C-D)								

剰余繰越金精算後に残余额が生じたことから、基本方針に従い、残余额のうち20億円を県財政調整基金に積み立てる。（R4年9月補正予算計上）